

# オリンピック・パラリンピックが 人権尊重の風を運んでくる



## 国際社会の一員として

日本はこれまで、国連人権機構や人権条約機関など、国際社会から人権状況の改善のために、さまざまに勧告を受けています。女性差別、子どもの権利、死刑制度、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人への差別、歴史認識などの分野で具体的改善策を講じるように指摘を受けています。オリンピック・パラリンピック開催に向けては、国際人権基準に近付くための措置が必要となります。

## オリンピック憲章（根本原則の6）

この憲章の定める権利および自由は、**人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく確実に享受されなければならない。**

（オリンピック憲章一部要約）

## 東京オリンピックと法律

2013年に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、オリンピック憲章に沿った国になるため法律の整備が必要となりました。2016年に施行された三つの法律「障害者差別解消法」「ハイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」や、2019年施行の「アイヌ施策推進法」がつくられたのも、オリンピック開催にともなう国際社会からの影響が少なからずあると言えます。

## 私たちにできること

オリンピック・パラリンピックには多様な国籍・民族的アイデンティティを持つ人々や障がい者が日本各地を訪れることを考慮し、現在ハード・ソフト両面での環境整備に取り組みられています。私たちが自身は、これらの人々を快く受け入れ、自然な

### オリンピックでこんなことも…

メキシコオリンピックでは、陸上競技の表彰式でメダリストの黒人選手が、アメリカの黒人差別に抗議し、黒人の誇りと尊厳を主張しました。この行為によって大会出場資格を失いましたが、すいぶん経って名誉が回復されました。

「コミュニケーションをとる、友情や連帯感を育むことができるでしょうか。こうした機会に自らの「偏見」や「意識」について向き合ってみたいものです。

近代オリンピックの父と呼ばれるピエール・ド・クーベルタンは、「スポーツを通して心身を向上させ、さらには文化・国籍など様々な差異を超え、友情・連帯感、フェアプレーの精神をもって理解しあうことで、平和でより良い世界の実現に貢献する」と提唱しました。これがオリンピックのあ

るべき姿（オリンピックスム）です。

スポーツは、本来人種などの違いや政治的イデオロギーに左右されることなく競技の質の向上をめざすもので、オリンピックは時代とともに民主的な発展を遂げてきました。また、パラリンピックはこのような理念と人々の努力によって1988年ソウルオリンピックから正式に始まりました。



そして競技や会場案内など誰にでもわかるように、ピクトグラム（絵文字などの視覚記号）も国際的なものに統一されました。

私たちは、誰もがさまざまな意識をもっています。その意識を変えていくためには、知ること・学ぶことしかありません。住民学習会の意義は、そこにあります。